

参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書の提出を求める公示

令和8年7月15日

北九州市財政・変革局税制課

1 当該公募の趣旨

本業務は、国が進める情報システム標準化に向けて、本市が標準システムに円滑に移行するための高度な管理支援を行うものである。本業務の遂行にあたっては、国の標準化仕様に関する深い知見に加え、税務業務に必要な関連する法律、本市独自の税務条例、賦課徴収等の事務フロー、および現行の税務基幹システムや周辺システムとの複雑な連携状況を完全に把握している必要がある。

これらは、現在本市が別途委託している「市税及び税外債権関連業務委託」と密接に関連し、一体不可分な業務であることから、特定の者を相手方とする契約手続きを行う予定としているが、当該特定の者以外の者で、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を求める公募を実施するものである。

公募の結果、応募がない場合、応募があっても3の応募要件を満たすと認められる者がいない場合、応募要件を満たすと認められる者がすべて辞退した場合は、特定の者との随意契約の手続きに移行する。

なお、3の応募要件を満たすと認められる者がある場合は、指名型プロポーザルを実施する。

2 業務の概要

(1) 業務名

税務システムの標準化移行に伴う支援業務

(2) 業務内容

- ア 標準化対応に係る進捗管理及びリスク管理支援
- イ 帳票要件資料等の確認支援
- ウ 過渡期連携及びデータクレンジング作業の管理支援
- エ テスト計画の策定及び進捗管理
- オ 各種庁内ワーキンググループ等への参加及び実施支援
- カ その他情報処理の技術的観点による助言

(3) 履行期間

令和8年10月1日から令和10年12月31日まで

(※本業務は、債務負担行為に基づく複数年契約とする。)

3 応募要件

(1) 基本的要件

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- イ 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿に記載されていること。
- ウ 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

(2) 基本的要件以外の要件

本業務は、標準準拠システムへの移行期間において、税務システム及び税務事務運用を踏まえた高度な管理支援を行う業務であることから、次の全ての条件を満たすこと。

- ア 政令指定都市又はこれに準ずる地方公共団体において、税務システムの標準化移行支援業務又は大規模システム移行支援業務を受託した実績を有すること。
- イ 地方公共団体における税務システム運用支援業務又は税務事務に係る包括的な業務委託を受託した実績を有し、税務システム及び税務事務運用に関する知識を有すること。
- ウ 本業務開始時点において、本市のシステム基盤、現行税務システム、その運用方法及び標準準拠システムへの移行内容を理解し、委託者による長期間の業務説明等を要することなく、本業務に着手できる体制を有すること。
- エ 標準化対応ベンダ、本市及び関係事業者との調整を円滑に実施し、標準化対応に係る進捗管理、課題管理及びリスク管理を適切に実施できる能力を有すること。

4 手続き等

(1) 契約担当課（問い合わせ先）

住所 北九州市小倉北区城内1番1号
担当課名 財政・変革局税制課（担当：神谷（こうや）、大寺）
電話番号 093-582-2030

(2) 説明書などの交付期間、場所及び方法

- ア 交付期間
令和8年7月16日から令和8年7月30日まで（閉庁日を除く。）の毎日、
8時30分から17時15分まで
- イ 交付場所
(1)に同じ。
- ウ 交付方法
交付場所において配布する。

エ 交付書類

説明書、参加意思確認書

(3) 参加意思確認書の提出期間、場所及び方法

ア 提出期間

令和8年7月16日から令和8年7月30日まで（閉庁日を除く。）の毎日、
8時30分から17時15分まで

イ 提出場所

(1) に同じ。

ウ 提出方法

応募者は、「参加意思確認書」に応募要件を満たすことを証する書類を作成
添付し、提出期限までに直接持参すること。

(4) その他

ア 参加意思確認書の内容について、必要に応じてヒアリングを実施する場合がある。

イ 予算その他本市の事情により、当該公募手続の中止又は当該手続により行う
こととなった当該業務委託の指名型プロポーザルを中止する場合がある。

ウ 詳細は説明書による。